

徳島県告示第百二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局阿南庁舎において、令和八年二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月二十日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 （メートル）	供用開始の期日
1 9	阿南鷲敷日和佐	阿南市大井町岡田四二番地先から 同 六〇番一地 先まで	一五八・五	令和八年二月二十日